

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第 9 2 8 号)

平成 2 3 年 3 月 4 日

横情審答申第928号

平成23年3月4日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成22年9月16日建建審第216号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「別添文書まち建審第46号の1において「したがいまして、当該計画は、
当時、建築基準法第43条1項の規定に適合していると判断しています。」と
記載しているが、特定個人A名義の2棟の建築確認申請台帳では、昭和41年
6月2日に申請し、その後、同年同月6日付けで当時の建築主事が行政指導
の一環として、専用通路に係る誓約書を添付させ、同年同月7日に確認して
いることから、市当局は誓約書を順守させる責任を有しており、市当局は、
これまで誓約書をどのように順守させてきたかの行政指導の内部文書一式」
の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「別添文書まち建審第46号の1において「したがいまして、当該計画は、当時、建築基準法第43条1項の規定に適合していると判断しています。」と記載しているが、特定個人A名義の2棟の建築確認申請台帳では、昭和41年6月2日に申請し、その後、同年同月6日付けで当時の建築主事が行政指導の一環として、専用通路に係る誓約書を添付させ、同年同月7日に確認していることから、市当局は誓約書を順守させる責任を有しており、市当局は、これまで誓約書をどのように順守させてきたかの行政指導の内部文書一式」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「別添文書まち建審第46号の1において「したがいまして、当該計画は、当時、建築基準法第43条1項の規定に適合していると判断していません。」と記載しているが、特定個人A名義の2棟の建築確認申請台帳では、昭和41年6月2日に申請し、その後、同年同月6日付けで当時の建築主事が行政指導の一環として、専用通路に係る誓約書を添付させ、同年同月7日に確認していることから、市当局は誓約書を順守させる責任を有しており、市当局は、これまで誓約書をどのように順守させてきたかの行政指導の内部文書一式」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成22年6月28日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

昭和41年当時の特定個人A名義の2棟の建築物に係る建築確認申請書に添付されている誓約書は、建築主が専用通路の延長部分の変更又は廃止を行わない旨を誓約しているものであり、維持保全は建築主の責務となっている（建築基準法（昭和25年法律第201号）第8条第1項）。

当該建築物については、現状において接道規定に違反していないため、行政指導は

実施していない。

したがって、本件申立文書は作成しておらず、保有していないため非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 申立人は、特定個人 B が申立人を相手に提訴した昭和54年 7 月以降、歴代の建築主事に特定個人 A 名義の 2 棟の建築確認は、鶴見区馬場七丁目特定地番 W の土地の北側の土地を使用したので、行政指導を行って欲しいと要請したところ、歴代の建築主事は申立人の要請に対して、特定地番 X の土地と特定地番 Z の土地の土地境界にブロック・フェンス等の妨害物を設置させていないのは、行政指導の一環であると回答した。
- (3) さらに、前述の特定個人 B の裁判所における本人尋問及び裁判官の事実認定においても、「前記認定のとおり、・・・、特定個人 A において同土地の公道に接する通路として特定地番 X の土地と特定地番 Y の土地の 1 部を予定して建築確認を得ていたのを、」と認定されていることから、特定個人 A 名義の 2 棟の建築確認は、鶴見区馬場七丁目特定地番 W の土地の北側の土地を使用して建築確認を得ていたことが明白である。
- (4) そのために、平成13年10月、検査係長が特定個人 A 名義の 2 棟の違反建築物の現場調査及び現場指導を行っている。
- (5) 特定個人 A 名義で建築確認を得た 2 棟の建築確認に使用した専用通路は、鶴見区馬場七丁目特定地番 W の土地の北側の土地及び北側の通路であることが明確であり、その専用通路の変更、廃止は絶対にしないという誓約書によって法的効力が付与されていることから、市当局は誓約書を順守させる責任を有していることも明確であり、市当局はこれまでどのように法的効果のある誓約書を順守させてきたかの行政指導の内部文書一式を請求しているのである。
- (6) 仮に、申立人が請求している行政指導の内部文書が存在しないのであれば、市当局関係者の責任は重大であり、申立人の権利を大きく侵害した不作為の違法を行い、故意に証拠文書の隠滅を行った違法行為であり、市当局の関係職員の違法行為は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第 1 項第 2 号に該当することが明確である。

(7) 以上のことから申立人が開示請求を行っている内部文書は、存在するものと考え請求しているのである。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

申立人は、特定個人A名義で建築確認を得た2棟の建築確認に使用した専用通路は、鶴見区馬場七丁目特定地番Wの土地の北側の土地及び北側の通路であることが明確であり、その専用通路の変更、廃止は絶対にしないという誓約書によって法的効力が付与されていることから、市当局は誓約書を順守させる責任を有していると主張している。

このため、申立人は、横浜市が誓約書を順守させてきたかの行政指導の内部文書が存在するはずであるとして、本件申立文書の開示を求めているものである。

(2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、昭和41年当時の特定個人A名義の2棟の建築物に係る建築確認申請書に添付されている誓約書は、建築主が専用通路の延長部分の変更又は廃止を行わない旨を誓約しているものであり、維持保全は建築主の責務になっている。当該建築物については、現状において接道規定に違反していないため、行政指導は実施していない。したがって、本件申立文書は作成しておらず、保有していないと説明している。

イ また、事務局をして実施機関に確認させたところ、建築物に係る行政指導は、違反建築物に対しその是正を目的に必要な措置を行うものであって、既存建築物に対し一定の時期又は定期的に建築基準法等の規定に適合しているか否かを確認し指導するものではないとのことであった。

ウ 当審査会では、「誓約書を順守させなかった理由が記録されている文書」の不存在非開示決定が争われた答申第329号において、申立人が横浜市及び建築主事に提起した損害賠償請求事件等の判決を判断の一要素にした上で、当該建築物は適法な状態にあり誓約書の誓約義務に反しておらず当該文書は存在しないとする実施機関の主張を不自然・不合理とは言えないとして、実施機関の決定を妥当であると判断している。

エ 以上を踏まえて、本件請求について検討すると、開示請求書に記載された字句の違いはあるが、前記イの説明を前提にすれば、答申第329号と実質的に同一の事案と解することが適当であり、このほか、現時点において同答申における事実

認定を覆すような事情の変化も認められないと判断した。

オ したがって、本件申立文書が存在しないとする実施機関の主張に特段不合理な点は認められない。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年9月16日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成22年9月28日 (第177回第二部会) 平成22年9月30日 (第172回第一部会) 平成22年10月1日 (第108回第三部会)	・諮問の報告
平成22年10月18日	・異議申立人から意見書を受理
平成22年12月3日 (第111回第三部会)	・審議
平成22年12月17日 (第112回第三部会)	・審議
平成23年1月21日 (第113回第三部会)	・審議
平成23年2月4日 (第114回第三部会)	・審議